

日本の働き方改革を支える。



労働基準監督官  
Labour Standards Inspector  
採用試験2019



ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 支える、 働く人の未来。

## 労働基準監督官とは

全国では、約410万の事業場で約5,300万人が働いています。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されます。

## 主任中央労働基準監察監督官からのメッセージ

少子・高齢化が進む我が国において、働く方一人ひとりが持てる能力を発揮し、活躍する社会を構築していくことが求められています。このため、厚生労働省が進める長時間労働の是正を始めとした働き方改革の推進に関する施策には、社会的な注目が集まっています。

労働基準監督官は、働き方改革を進めるため、改正労働基準法等の周知を図りながら中小企業事業主の方々への支援を行うとともに、違法な長時間労働等に対する監督指導を行っています。

また、働き方改革の前提となる適正な労働条件の確保と安全・健康な職場作りについても、積極的な指導を展開しています。

労働基準監督官が日々、こうした任務を遂行することにより、働く人の誰もが安心・快適に働くことができる職場が増えるものと考えています。

職場環境の改善に興味と関心を持ち、新たな職業人生をスタートさせようとしている方にとって、労働基準監督官は、必ずやその期待に応える職業であると思います。

## Contents

●主任中央労働基準監察監督官からのメッセージ	P02
●労働基準行政の組織	P03
●労働基準監督官の仕事・仕組み	P04
●監督指導業務について	P05・06
●安全衛生業務について	P07・08
●労災補償業務について	P08
●司法警察業務について	P09
●労働基準監督署以外での活躍	P10
●労働基準監督官のキャリアパス	P11・12
●若手監督官座談会	P13・14
●採用3年目若手労働基準監督官の1日	P15
●ワーク・ライフ・バランス インタビュー	P16
●採用試験・採用後の処遇・福利厚生に関するQ&A	P17・18



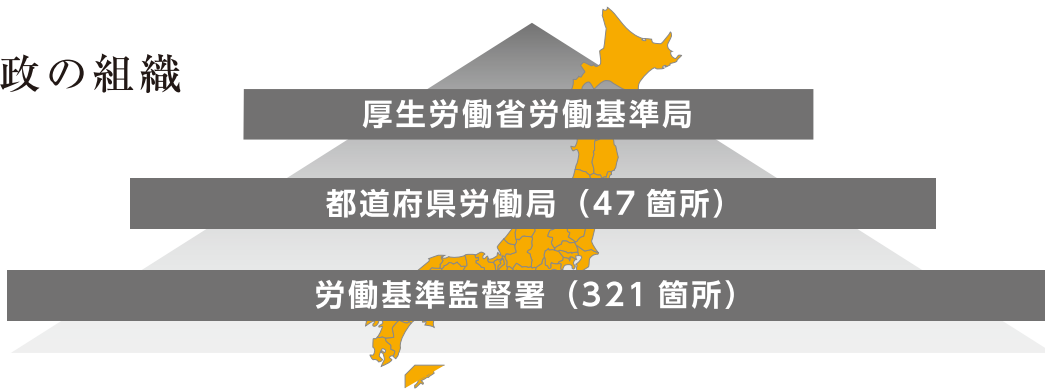
働く方々が安心・快適に  
働くことができる  
社会を作るために、  
皆さんの力を  
発揮してみませんか。

昭和59年任官  
労働基準局監督課  
主任中央労働基準監察監督官

**岩瀬 信也** SHINYA IWASE

昭和59年 任官  
平成26年 厚生労働省労働基準局監督課調査官  
平成27年 同 総務課過労死等防止対策企画官  
東京労働局労働基準部長  
平成29年 現職

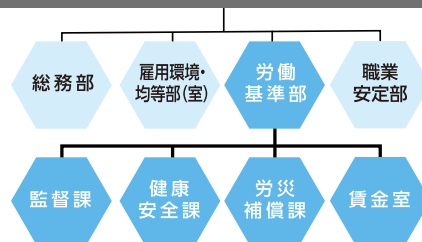
## 労働基準行政の組織



## 厚生労働省と労働基準行政

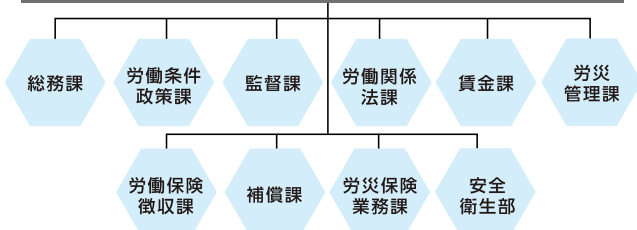
労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に労働基準局が、各都道府県には都道府県労働局が、さらに第一線機関として321の労働基準監督署が置かれています。これらはすべて国の機関です。なお、労働関係の職員の研修施設として独立行政法人労働政策研究・研修機構に労働大学校が設置されており、また、安全衛生に関する研究機関として独立行政法人労働者健康安全機構安全衛生総合研究所があります。

## 都道府県労働局



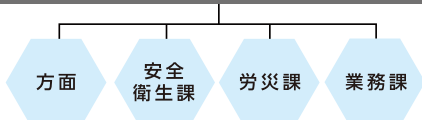
都道府県労働局労働基準部は、労働基準行政の運営について、各都道府県の実情を踏まえた行政運営を図るとともに、管内に置かれている各労働基準監督署を指揮・監督する役割を果たしています。

## 厚生労働省労働基準局



厚生労働省労働基準局は、人々が安心して働ける職場を作り、豊かな生活を実現するため、労働関係法令の制定・改廃、各種施策の企画・立案、都道府県労働局や労働基準監督署に対する指揮・監督などを行っています。

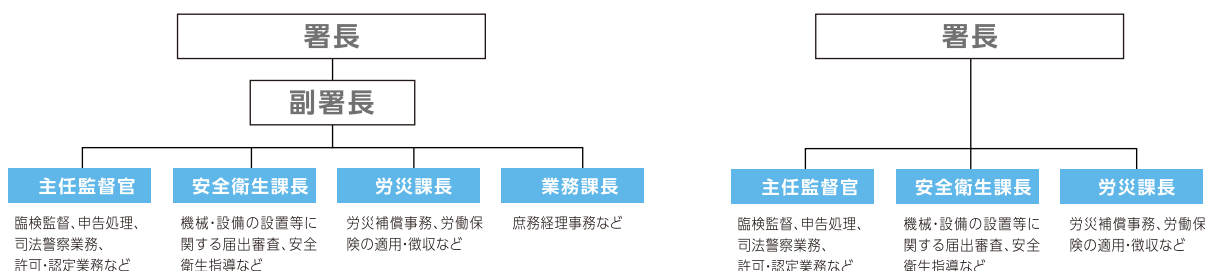
## 労働基準監督署



労働基準監督署は、行政需要や地理的事情などを考慮して全国各地に置かれています。労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くを、第一線機関である労働基準監督署において展開しています。

(都道府県労働局および労働基準監督署の組織図は一例であり局・署によって異なります。)

## 標準的な労働基準監督署の体制の例



# 労働基準監督官の仕事

## 監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件について調査を行います。法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。

## 安全衛生業務

労働安全衛生法などに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、職場での健康診断の実施状況や有害な化学物質の取り扱いに関する措置の確認などを行っています。また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。

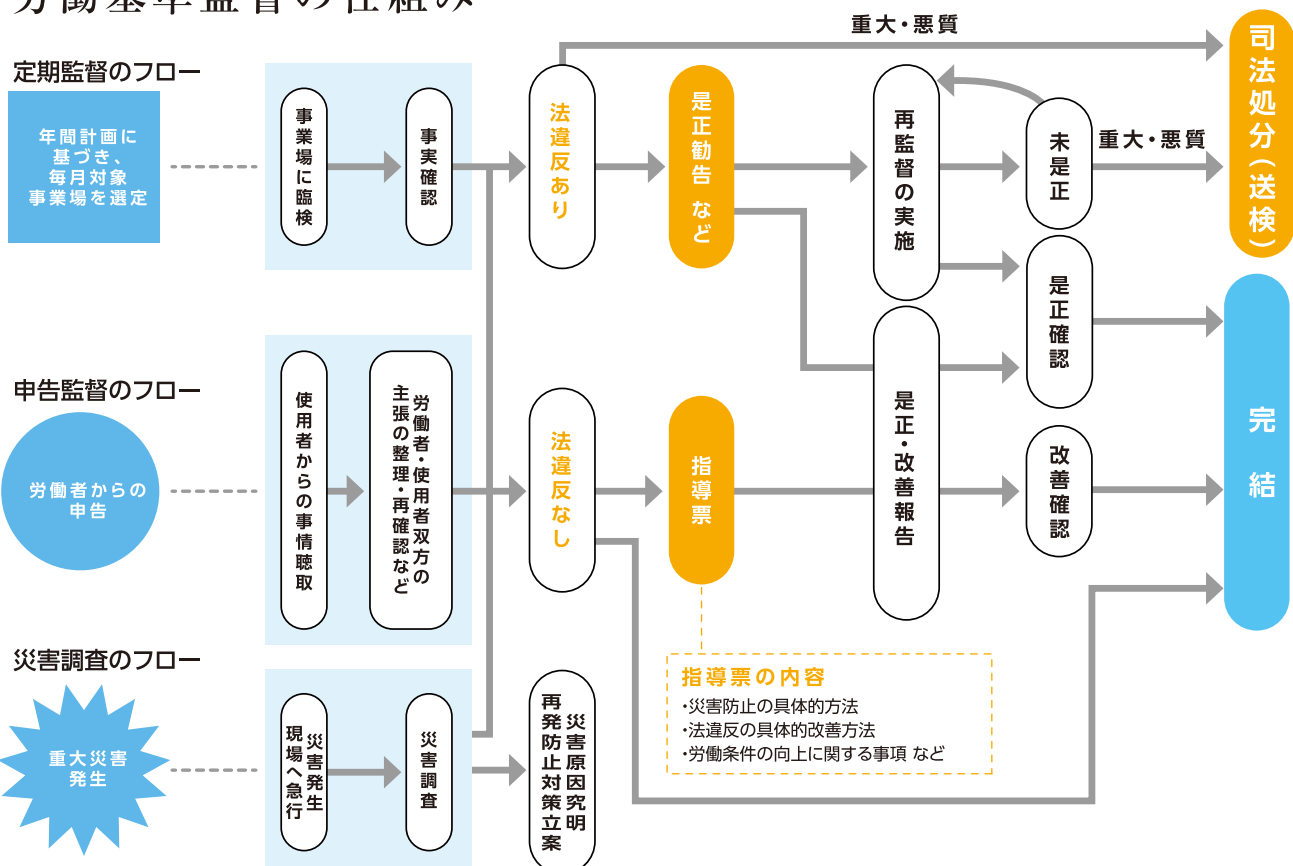
## 司法警察業務

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案については、司法警察官として、刑事訴訟法に基づき、取り調べなどの任意捜査や、捜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

## 労災補償業務

労働者災害補償保険法に基づき、働く人の、業務上または通勤による負傷などに対して、被災者や遺族の請求により、関係者からの聞き取り、実地調査、医学的意見の収集などの必要な調査を行った上で、事業主から徴収した労災保険料をもとに、保険給付を行っています。

## 労働基準監督の仕組み



## 監督指導業務について



平成11年任官

愛知労働局 名古屋北労働基準監督署  
第一方面主任監督官

**篠田 英子** EIKO SHINODA

### 現在の仕事内容は？

愛知県は自動車に代表される製造業が盛んな県であり、名古屋北署は県内で最大規模の署です。管内には、企業の本社や支店、工場等が多数所在し、労働者から長時間労働や賃金不払残業等の相談も多く寄せられます。

私は、監督業務を統括管理する立場として、労働者から寄せられた相談等の情報を元に、管内の問題点を洗い出し、署内の監督官が効果的かつ効率的に監督指導を実施出来るように、毎月の監督指導計画を作成し、実施結果を検証する等のマネジメント業務が仕事の中心となっていますが、自らも事業場を臨検し、労働条件や安全衛生管理などを調査して法違反の是正指導を行っています。

### 労働基準監督官として心がけていることは？

事業場の担当者や労働者の話をしっかり聞き、誠実な態度で対応することを心がけています。相談者に対しては希望・要望・疑問を十分に聞き出し、分かりやすい説明を、事業場の担当者に対しては単に法違反を指摘するのではなく、なぜ法律を守らなければならないのか、どのようにして改善すればよいかを説明し、法令遵守の必要性を理解してもらい、今後、同じ法違反を繰り返すことなく、さらなる労働条件の向上を図ってもらうことを目指しています。

**労働者が安心・安全・健康に働くことができる社会を作ることが労働基準監督官の使命です。**

過労死を発生させた事業場を捜査したことがありました。その事業場は開設したばかりで、現場は混乱し、亡くなられた労働者以外にも多くの労働者に長時間労働が認められました。亡くなられた労働者の同僚数名が「何度も社長に窮状を訴え、改善を求めたが、全く聞き入れてもらえなかった。社長が殺した。」と涙ながらに訴える姿を目の当たりにして、過重労働による被害は撲滅しなければならないと強く感じました。一人でも多くの労働者が安心・安全・健康に働くことが出来る社会を作るために監督指導に尽力することが労働基準監督官の使命だと思います。

### 労働基準監督官になって良かったことは？

労働基準監督官の仕事は、監督指導を通して、様々な業種の現場を見たり、あらゆる立場の方と話をするため、見識を深める機会に恵まれています。数多くの経験を積むことが人としての成長の糧になると思いますので、それが出来る労働基準監督官の仕事に就けて大変良かったと思います。



◎署内会議



◎建設現場を臨検

建設現場では、ヘルメットや安全帯を着用して監督指導を実施します。



◎部下からの相談

部下から監督指導結果の報告を受けたり、部下が担当する事案に問題が発生した場合に相談にのります。



◎集団指導での講演

事業場を対象に労務管理講習会を実施し、労働基準関係法令について説明することもあります。



◎窓口での相談対応

来庁した労働者から労働相談を受けます。相談者に対しては、懇切丁寧に、分かりやすい言葉で説明することを心がけています。

## 監督指導の流れ

1



### 1. 事業場を臨検

監督対象となった事業場に立ち入り調査（臨検）を行います。事案の内容に応じ、複数の監督官で臨検することもあります。

2



### 2. 作業現場の安全衛生を確認

会社の事務所だけでなく、建設現場や工場にも立ち入り、機械や設備が安全衛生基準を満たしているかどうかを確認します。

### 3. 労務管理資料を確認

タイムカードや賃金台帳などの資料を確認し、会社の労務管理状況を確認します。運送業の事業場を臨検した場合は、タコグラフ（運行記録）などから運転手の労働時間を分析します。



3

### 6. 是正の確認

数週間後、事業場からは正報告書を受け取り、指導した法違反が正しく是正されているかどうかを確認します。また、必要に応じ事業場に赴き是正を確認することもあります。



6

### 5. 監督復命書の作成

帰庁後、臨検の結果や指導した内容を取りまとめた報告書（監督復命書）を作成します。



5

### 4. 是正勧告書の交付

調査した結果、法違反が認められた場合には、事業主や事業場の担当者に是正勧告書を交付します。是正勧告書を交付する際は、リーフレット等を使用して、法違反の内容を十分に理解してもらうことや、どのようにして法違反を是正すれば良いのかアドバイスすることを心がけています。



4

## TOPIC 働き方改革

## 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（通称：働き方改革関連法）とは？



◎平成29年3月働き方改革実現会議

### 「働き方改革関連法」とは？

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずるものです。第196回の通常国会において平成30年6月29日に成立し、7月6日に公布されました。

労働基準法においては、初めて時間外労働に上限

を設けたことから、戦後70年ぶりの大改革と言われています。

### いつから施行されるの？

一部を除き、平成31年4月1日から施行されます。労働基準行政においては、改正法の施行に備え、平成30年4月1日から全ての労働基準監督署に特別チームを編成するとともに、「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、改正法の周知と、事業場に対するきめ細やかな相談・支援を行っています。

## 安全衛生業務について



平成24年任官  
大阪労働局 羽曳野労働基準監督署  
安全衛生課 労働基準監督官

**澤田 健一郎** KENICHIRO SAWADA

### 現在の仕事内容は？

工場や建設工事現場等に対する労働災害防止のための個別指導や、死亡災害等重篤な労働災害が発生したときの調査等を行っています。調査の結果、労働災害が発生するおそれのある状況が認められた場合、事業主に対し改善するよう指導を行い、労働災害を発生させた事業主等に対しては再発防止対策を講じるよう指導をします。このほか、事業主を集めて講習会を開催し、労働安全衛生法令等に関する周知なども行っています。

### 労働基準監督官として心がけていることは？

事業主に対して的確にわかりやすく指導することを心がけています。そのためには、機械等の多岐にわたる専門的知識が求められますので、自ら勉強する姿勢を持ち、先輩方の指導を受けながら常に知識を習得し続けていくことを心がけています。

## 専門的知識を生かして、労働者の安全と健康を守る。

全国では毎年千人近くの労働者が労働災害により亡くなっています。その中には、事業主が法的に必要な措置を講じていなかったことが原因と考えられるものもあります。被災者やその家族を悲しませないために、労働安全衛生の専門的知識を生かして事業主に対しの確に指導し、労働者の安全と健康を守ることが私たちの使命です。

労働災害が多発していた事業場に指導した結果、その後、その事業場では災害がなくなりました。労働者の安全と健康を守ることに貢献できたとき、労働基準監督官の仕事にやりがいを感じます。



◎計画届審査業務

建設工事の計画届の内容を審査し、労働災害発生のおそれがある場合には計画の変更等を指導しています。

### 印象に残る仕事は？

以前、私が複数の事業場の担当者に対し、労働災害防止対策の説明会を行ったときに、ある事業場の担当者から、「とても分かりやすかった。」と感謝されたことがあり、その後も監督署に積極的に相談に来てくれたことがありました。労働災害の防止に積極的な方の力になれることに喜びを感じ、今後の仕事のモチベーションにもつながりました。



◎集団指導の様子

事業者を集めて講習会を実施し、労働安全衛生法令などについて説明することもあります。



## 災害調査の流れについて



## 労災補償業務について

労働基準監督官は、労災補償業務に従事することもあります。

労働基準監督官の職務は、働く人の命と健康を守ることにあります。不幸にも仕事上の事故により負傷してしまったり、仕事の原因で病気になってしまったりと、多くの労働災害が発生しているという現状があります。

そうした場合は、事業場に対して再発防止の指導を行うこととなりますが、その一方で、被災した労働者やそのご遺族への早期救済を図るため、治療費や休業している期間の補償、ご家族を失ったご遺族の方への補償を、労災保険により行っています。

労災補償業務においては、労災請求がなされた場合に、業務や通勤が原因で発生した災害であるかを調査しますが、特に過労死等の事案や石綿等の有害物による健康障害の事案などは、事業場、被災者、同僚、取引先等からの聴取に加えて、主治医や専門医から医学的な意見を求める等の調査を行い、保険給付を行うかどうか判断しています。



©胸部X線画像の確認

## 司法警察業務について



平成14年任官  
東京労働局 三田労働基準監督署  
第四方面主任監督官

**西田 幸弘** YUKIHIRO NISHIDA

### 現在の仕事内容は？

労働基準関係法令には罰則が設けられており、重大・悪質な事案に対しては、労働基準監督官は司法警察権限を行使します。

捜査では、事業場に証拠物の任意提出を求めたり、労働基準監督署に出頭した被疑者と向き合って粘り強く取り調べをします。また、署員が協力して早朝や夜間に被疑者の居所確認のため張り込みをするなど日々奮闘しています。

### 労働基準監督官として心がけていることは？

しっかりと事実を確認することです。

事件の本質を捉えるには、現場の状況を正確に把握し、被疑者や参考人からよく話を聴き、証拠物が何を示すのか見極めることにより、事実を明らかにすることが重要です。

捜査に行き詰まっても、証拠を見返した結果、新たな糸口が見つかることもあります。膨大な作業を前に途方に暮れることもありますが、粘り強く一つ一つ事実確認作業をするよう心がけています。

あらゆる手段を駆使して  
事実を明らかに。

粘り強さが  
新たな突破口を開く。

今は、証拠物となる労働時間や賃金の記録が、紙ではなく、パソコンやサーバ内にある電子データの時代です。犯罪の立証のための電子データの解析技術や手続を「デジタル・フォレンジック」と呼びますが、データの復元や抽出には、専門的な知識や技術が要求されます。

労働基準監督官は法律を扱う仕事ですが、法学専攻の方だけでなく、IT、建設、化学などの様々な知識、人生経験あるいは趣味など、誰もが各々自分の得意分野を活かして活躍できる仕事です。



◎取り調べ



◎証拠調べ

### 印象に残る仕事は？

東京労働局の過重労働撲滅特別対策班（通称：かどく）の班員であったとき、社会的に大きく注目された有名企業の捜査に参加したことです。膨大な勤怠データや労働者の行動を示す様々なデータを解析することにより、各労働者の労働時間を特定する資料を作成しました。膨大なデータを解析するには大変苦労しましたが、検察庁に送検した時は大きな達成感がありました。



◎事案の検討

# 労働基準監督官は、労働基準監督署だけでなく、都道府県労働局、厚生労働本省でも活躍しています！

## 労働基準監督署以外での活躍

### 都道府県労働局



#### ぶれない気持ち大切です

昭和59年任官  
富山労働局長  
**佐藤 靖夫** YASUO SATO

過去に、労働大学校で新任労働基準監督官の研修を担当したことがあります。労働基準監督官は、既に強い目的意識を持つ人が多く、監督について語る姿は、まだまだ未熟ですが、一人一人が小さな赤い炎のようでした。

現在は、労働局で、施策の企画や進め方についてベテランの労働基準監督官と話しますが、みな、働く方の命と健康の話になると、静かではありますが、若者と同じように熱く自分の意見を語り、しっかり議論します。青い炎のようです。

炎の色は変わっても、基本は変わらない熱意ある労働基準監督官と一緒に仕事をしませんか。



#### 地域の課題に向き合い、応える

平成15年任官  
佐賀労働局労働基準部監督課長  
**本田 真由美** MAYUMI HONDA

私は労働局の監督課長として、働き方改革関連法の施行に向けた周知、長時間労働の抑制のための対策等に取り組んでいます。

法改正やその時々々の社会情勢等全国的な動きを踏まえつつ、第一線の労働基準監督署に寄せられた声や労

働相談などの状況を見ながら、管内では今、何に、どのように対応すべきか、職員全員で検討・施策の立案等を行っています。

そのために、労働局内の他の部署や県内の関係機関等に協力を求めたり、効果的な広報を実施するなど、労働基準監督署とは異なる業務を行っていますが、労働基準監督官の活動を支援する重要な役割だと感じています。

### 厚生労働本省



#### 成長とやりがいを感じる仕事

平成20年任官  
厚生労働省労働基準局労働条件政策課  
法規第二係長  
**関口 洸哉** KOUYA SEKIGUCHI

私は、本省で働き方改革関連法の成立・施行に携わる機会に恵まれました。社会に大きな変化をもたらす、労働基準法制定以来の大改正です。現在は、この改正が円滑に施行されるよう、労働基準法本来の

趣旨やこれまでの運用の実態を踏まえながら、全国の労働基準監督官が改正法を施行する上で必要な新しい行政解釈を策定しています。日々勉強の連続ですが、大きなやりがいを感じています。

専門知識を身につけながら社会の役に立てることも、労働基準監督官の仕事の魅力です。



#### 働く方の「安心」を目指して

平成24年任官  
厚生労働省労働基準局監督課 監督係  
**風間 武志** TAKESHI KAZAMA

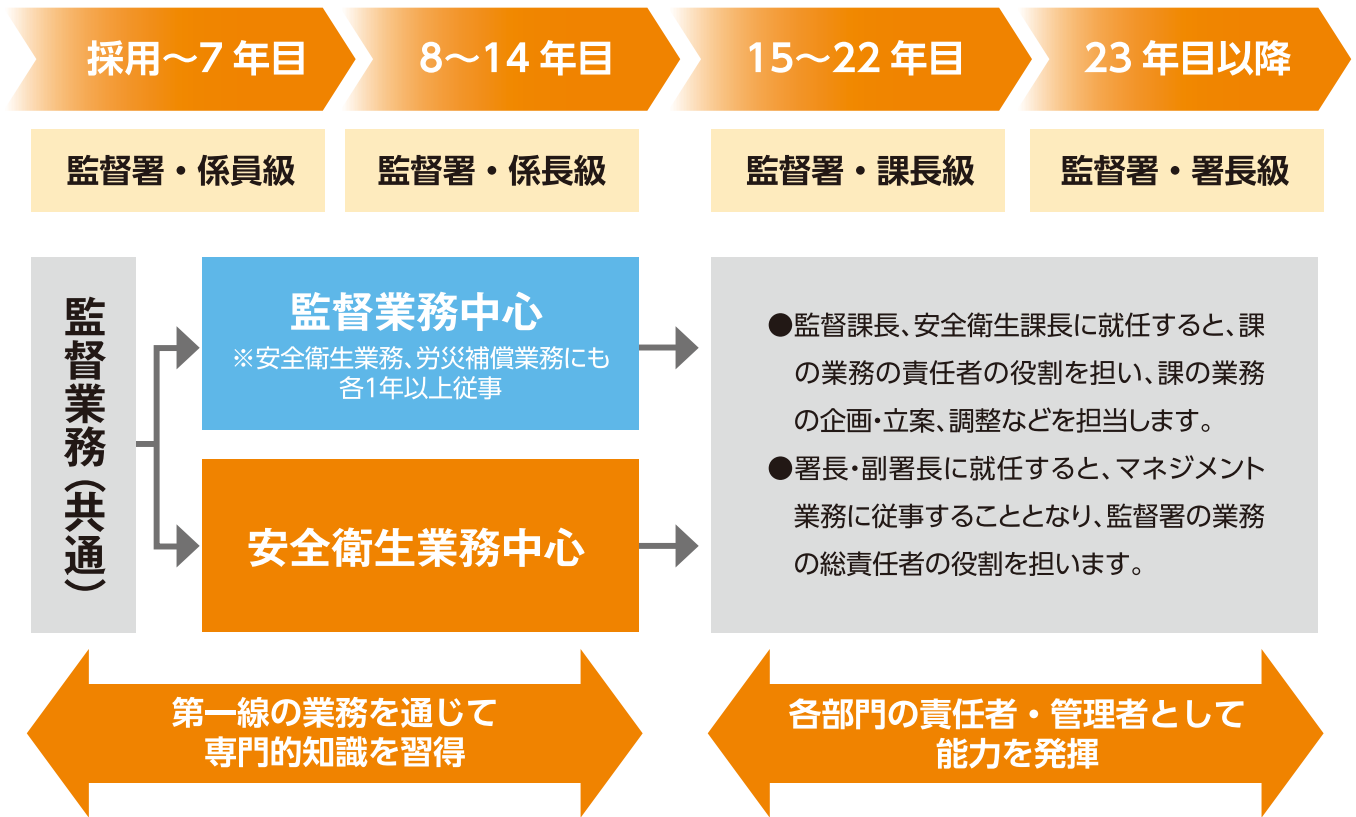
平成30年6月29日、働き方改革関連法が成立しました。この法律はメディアで頻繁に取り上げられ、労働基準法等の施行を任務とする労働基準監督官の仕事は、今、社会的に非常に大きな注目を集めています。

私が所属する本省監督課は、全国の労働基準監督官

の司令塔としての役割を担っており、その業務のスケールの大きさ、責任の重さを感じつつも、一つ一つの仕事が全国の働く方の健康や生活の安定につながるように日々奮闘しています。

労働基準監督官の仕事は、第一線の労働基準監督署における勤務を基本としつつ、その経験を生かして、本省や労働局など、幅広いフィールドでの活躍が期待されています。

# 労働基準監督官のキャリアパス



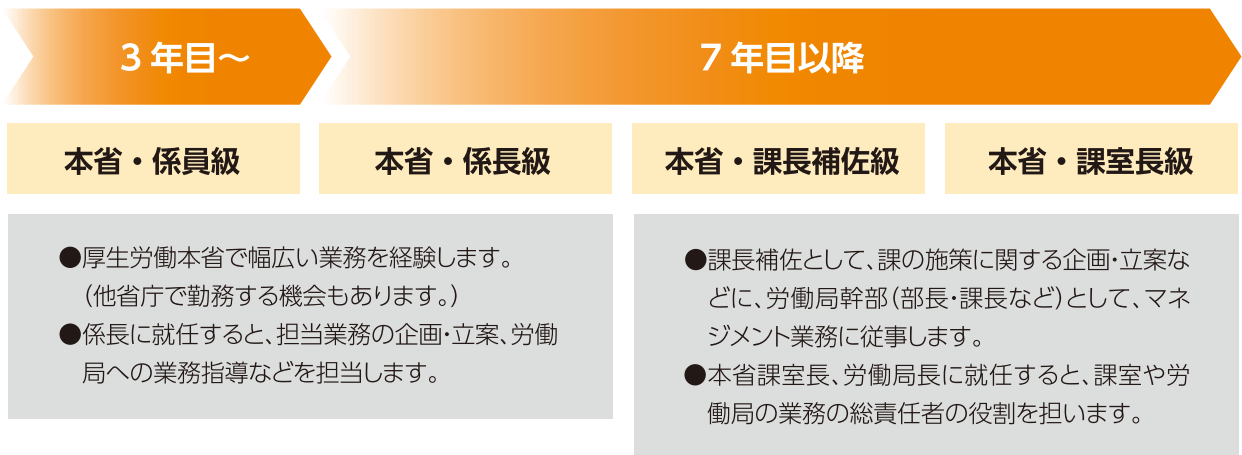
※採用後3年目及び原則として13年目に各2年間、採用された労働局以外の労働局へ異動しますが、その他の期間は、採用された労働局内の労働基準監督署(労働局を含む)をおおむね2～3年ごとに異動することになります。

※採用5年目以降は、労働基準監督署だけではなく、随時、労働局での勤務も経験することになります。

## 厚生労働 本省で勤務 する場合

※本人希望に応じて、採用後3年目以降、厚生労働本省で勤務するという選択肢もあります。

※係員級での本省勤務後は、本人希望を踏まえ、採用された労働局に戻る場合と、引き続き本省で勤務する場合があります。



(注)この図は一例のイメージであり、本人の勤務成績、適正、希望などにより個々異なります。

## 労働基準監督官のキャリアパス



昭和59年任官 新潟労働局 新潟労働基準監督署長

**羽賀 政昭** MASAOKI HAGA

平成27年4月 長岡労働基準監督署長  
平成28年4月 新潟労働局労働基準部監督課長  
平成30年4月 新潟労働基準監督署長

### (採用後) 1年～3年

所属 昭和59年4月～62年3月  
青森労働基準監督署  
職名 一般職員(労働基準監督官)

労働基準監督官となり、最初に青森労働基準監督署に赴任しました。労働大学校で研修を受け、また、先輩監督官から懇切丁寧な監督指導のノウハウを教わりました。特に先輩監督官からは、事業主の方に法違反を是正してもらうために丁寧な説明をすることの大切さを学びました。また、当時、建設現場で1度に4人死亡するという労働災害の調査を行いました。悲痛な労働災害を目の当たりにして、安全対策の重要性を実感しました。

最初に赴任した青森労働基準監督署で学んだことが、キャリアの原点となっています。

### (採用後) 18～19年

所属 平成13年4月～15年3月  
新潟労働基準監督署  
職名 第一方面主任監督官

第一方面主任監督官は、労働基準監督署での監督指導業務や司法警察事務の司令塔です。様々な情報から管内の問題点を分析し、監督実施計画を作成します。また、重大・悪質な事案については、捜査を行い検察庁に送検しますが、その捜査の指揮を執ります。

在籍した2年間に多数の事件の捜査の指揮をとり、また、自らも被疑者から事情聴取を行うなど事件を担当し、大企業を対象に捜査することもありました。忙しいながらも充実した毎日でした。

### (採用後) 33～34年

所属 平成28年4月～30年3月  
新潟労働局労働基準部監督課  
職名 監督課長

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、長時間労働の是正に向けた取組を強化することが盛り込まれました。違法な長時間労働が疑われる事業場を重点的に監督指導するよう計画するなど、管下の9つの労働基準監督署を指揮しました。また、業界全体での長時間労働削減の取組を求めて、各業界団体に対して要請を行うほか、時間外労働の縮減、年次有給休暇の取得などを先進的に取り組んでいる事業場から話を伺い、好事例を他の事業場にも広めていく取組も行いました。これらの取組により、管内の事業場の長時間労働の削減の取組が少しずつ進んでいるものと実感しています。

### (採用後) 35年～

所属 平成30年4月～  
新潟労働基準監督署  
職名 新潟労働基準監督署長(現職)

現在は、県庁所在地を管轄している新潟労働基準監督署の署長として勤務しています。管内には経営者団体や労働災害防止団体のほか、国の出先機関や地方自治体等が集中しており、日々会議の出席依頼や講演依頼等の要請に応えています。

署長は労働基準監督署の代表として、監督指導業務の他に、安全衛生業務と労災補償業務を担っており、行政を効果的に推進するため、こうした機会を捉え行政の取組に理解を求め、連携を推進しています。

これまでの  
キャリアを  
振り返って



私は、労働基準監督署のことを「笑顔で『行ってきます!』と言い、笑顔で『ただいま!』と言える職場づくりのお手伝いをするところ。」と言っています。違法な長時間労働、賃金不払残業など労働条件の劣悪な職場や、労働災害が発生する職場では、笑顔でいることはできません。

より多くの労働者が笑顔で過ごせるよう、安全・安心な職場づくりのため仕事をしてきましたが、労働基準監督官は、社会のためにやりがいのある仕事だと思っています。皆さんも一緒に、笑顔があふれる職場づくりの手伝いの輪に入りませんか。

# 若手監督官座談会

～1、2年目の労働基準監督官のホンネを聞いてみました～

## Q. 志望動機は？

**小田:** 私は前職で高層ビルの施工管理(現場監督)をしていました。当時、私が働いていた現場に労働基準監督官が訪れ、安全パトロールを行い、1000人近くいる作業員の前で安全について講話をする姿を見て、憧れて志望しました。

**畠:** 学生の当時、兄が勤めていた会社が長時間労働で、疲労困憊した様子の兄の姿を目の当たりにしていました。長時間労働は働く人の健康に影響し、その人を支える家族にも心労をかけるものだ実感したことで、働く人が安心して健康に仕事ができる環境の実現に取り組む労働基準監督官の仕事に魅力を感じ、志望しました。

**小山:** 大学では労働法の勉強をしていたので、その知識を活かせる仕事に就きたいと思っていました。労働基準監督官という職業の存在を知り、働く方々を支えることでより良い社会の実現に貢献するという仕事内容に職業としての魅力を感じ、志望しました。

## Q. 仕事で心がけていることは？

**畠:** 常に冷静で客観的な判断を行うように意識しています。労働基準監督官は事業主の方と働く方の2つの立場の間で板挟みになることがよくあります。一方に肩入れすることなく、事業主の方と働く方それぞれの主張を踏まえて、常に客観的な判断を行うよう心がけています。

**田仲:** 事業主の方にも労働者の方にも、懇切丁寧に対応することです。特に電話での対応は相手の表情がわからない分、できる限り相手の心情に寄り添うように心がけています。

## Q. 職場の雰囲気は？

**小山:** 労働法や制度について、わからないことがあれば、忙しい中でも丁寧に教えてくださる上司や先輩ばかりで、いつもお世話になっています。配属された当初、上司から「一つずつ覚えていけばいいから。」と、声掛けしてくださり、とても安心したのを覚えています。

## Q. 仕事のやりがいは？

**畠:** 事業主の方に、法律の主旨をご理解いただき、法に沿うように労務管理を見直していただいた時などはやりがいを感じます。事業主の方から「指導してもらったことで、会社全体で問題意識を共有し、改善することができました。ありがとうございます。」と言ってくれた際は励みになりました。指導内容によって、多くの方に影響を与えることもあり、その責任は重大ですが、その分感じる達成感も大きいです。

## Q. 仕事をしていて大変だったことは？

**小山:** 職種を問わず様々な事業場の方とやりとりをするため、広い分野の専門知識が必要となります。建設現場や工場で、自分の知識不足から、事業場の方の説明がよく理解できず、何度も聞き返してしまったことがありました。分からない点は自分で調べたりして、一つ一つ知識を積み重ねていくことが大切だと実感しています。

**飛田:** 労働者の方からの申告を受けて事実関係の確認のため会社を訪問した際、労働者の主張と会社の主張が異なり判断に苦労することがあります。また、会社の中には経営状態が悪く法違反を直せないと抗弁されることもあります。客観的事実をもとに粘り強く指導することが必要だと感じています。



平成30年任官  
北海道労働局 労働基準監督B  
**小田 圭一**  
KEIICHI ODA



平成29年任官  
福島労働局 労働基準監督A  
**畠 奈津子**  
NATSUKO HATA



平成30年任官  
兵庫労働局 労働基準監督A  
**小山 晃希**  
KOHKI OYAMA



## Q. 採用される前と後とで、仕事に対するイメージは変わりましたか？

**小田:** 採用前は労働基準法と労働安全衛生法だけを扱うのだと思っていましたが、労働者や事業主の方に、より丁寧なアドバイスをするためには、民法などの他の法律や、機械・化学・建築などの知識も必要であり、日々、勉強が必要だと感じています。

## Q. 残業時間はどれくらいありますか？

**小山:** 今のところ月に5時間から10時間程度です。1人に業務が集中しすぎないように、上司が業務量を配分してくれます。上司や先輩でも、長くて1日1～2時間程度の方が多くいます。また、毎週水曜日は定時退庁日になっているので、仕事を計画的に進めて定時に帰るように心がけています。

## Q. 有給休暇はとれていますか？

**田仲:** きちんと取れています。職場では、「マンスリー休暇」といって、月に少なくとも1日は有給休暇を取得するよう奨励されているので、有給休暇は取得しやすいと感じています。

## Q. 大学で学んだ専門分野は仕事で役に立っていますか？

**飛田:** 私は土木学科出身です。監督指導では、建設現場の安全管理を確認することも多く、大学で学んだことが大いに役立っています。現場の方に出身学科を伝えると身近に感じてもらえ、コミュニケーションを取る上でも役に立っています。

**小島:** 法律専攻だったので、業務に必要な法律知識の習得には取り組みやすかったです。しかし、法律専攻でないと労働基準監督官になれないということでは決してありません。他分野の知識等も仕事には必要ですし、実際、法律以外の専攻の方々も多く活躍されています。

## Q. 仕事上、女性であったことで苦勞したことはありますか？それをどのように克服しましたか？

**小島:** 女性だから苦勞したと感じたことはありません。採用前は初めての事業場に一人で訪問することに不安はありましたが、必要な場合は複数で対応するなど配慮もあるので心配はありません。

平成30年任官  
岐阜労働局 労働基準監督A

**田仲 玲奈**  
REINA TANAKA



平成29年任官  
鳥取労働局 労働基準監督B

**飛田 和哉**  
KAZUYA HIDA



平成29年任官  
鹿児島労働局 労働基準監督A

**小島 貴志子**  
KISHIKO KOJIMA



# 採用3年目 若手労働基準監督官の1日

## 16:30 上司に相談



確認した内容を上司に報告し、今後の捜査の進め方について相談します。業務について悩んだときには、親身になって相談に乗っていただけますし、分からないことがあった時も、一つ一つ丁寧に教えていただけます。相談を終え、明日の準備をしたところで終業時刻の17:15になりました。本日の勤務は終了です。

## 15:00 司法捜査

繰り返し指導を行っても是正しないなどの悪質な事案は、刑事訴訟法に基づき捜査を行います。今日は、賃金不払の被害労働者から、賃金不払が発生した経緯や不払金額などについて確認を行いました。



## 14:00 窓口で相談対応



監督署には、労働者や使用者から日々様々な相談が寄せられています。まずは相手の話をしっかりと聞いたうえで、丁寧にわかりやすく説明するよう心がけています。



## 13:00 監督指導の報告書(復命書)の作成

本日実施した監督指導の結果について報告書(内部では復命書と呼んでいます。)を作成し、上司に報告します。報告書の内容は今後の指導にもつながるため、重要な業務の一つです。

## 12:00 昼休み



今日は署に戻って、同僚と近所のお店でお昼ご飯を食べました。美味しいお昼ご飯を食べて、午後からの仕事もしっかり頑張ります。

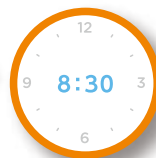
## 8:15 出勤

始業は8:30からです。1日のスケジュール確認などを行って、今日も1日頑張ります!

## 8:30 署内会議

1か月間の予定や、現在担当している事案の対応方針について打ち合わせを行います。複雑・困難な事案については組織的に対応を検討しており不安を抱えることなく様々な事案に取り組むことができます。

**START**  
1日の  
スケジュール例



平成28年任官  
宮城労働局  
大河原労働基準監督署  
**木村 純子** JYUNKO KIMURA



プライベートの  
時間について



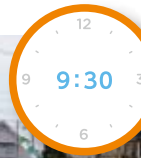
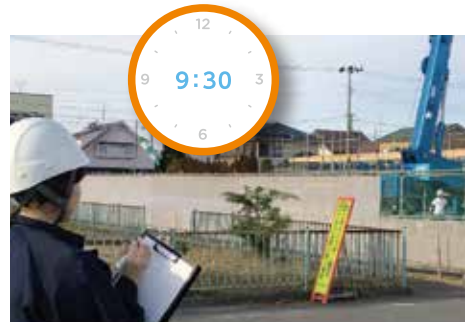
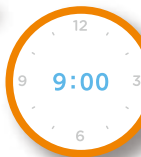
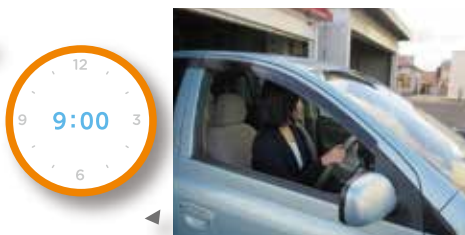
## 休日の過ごし方

年末年始など、できるだけ長期連休をとってリフレッシュするようにしています。去年の冬は少し長めの休みをとって、友人と北海道の知床半島に流水を見に行きました。



## 9:00 臨検監督に出発

車に乗って臨検監督に出発です。学生の頃は、あまり車を運転する機会がなかったので不安でしたが、車の運転にもだいぶ慣れてきました。



## 9:30 建設現場への臨検監督

今日は、建設現場の監督指導です。作業服、安全靴、ヘルメット、安全帯を身につけて、危険な作業をしていないか注意深く現場を確認し、労働者がより安全に作業を行えるよう指導を行います。



## 11:00 是正勧告書の交付

現場を隈なく見て回ったところ、法違反が認められたため、現場事務所では正勧告書を交付します。是正勧告の内容や是正の方法について丁寧に説明したところ、「早急には正します。」との回答をもらうことができました。





平成22年任官  
山梨労働局 甲府労働基準監督署  
第四方面主任監督官

**石井 真智子**  
MACHIKO ISHII

平成24年 結婚(京都局京都上署)  
平成25年 長野局松本署へ異動  
平成25年 出産  
平成26年~27年 育児休業  
平成29年 山梨局監督課へ異動  
平成30年 山梨局甲府署へ異動  
現在、夫、娘(5歳)と同居。

## 妊娠中から産前休暇前までの 職場のサポートはいかがでしたか？

上司からは、妊娠を報告後すぐに通勤の混雑を避けるために勤務時間を1日1時間短縮できる「通勤緩和制度」の利用を勧められました。また、妊娠中に職場の異動がありました。なるべく外出を伴う業務をしないで済むよう体調に配慮をしていただきました。その他、産休に入るまで、上司や回りの方々から、様々なサポートを受けることができ、大変ありがたかったです。おかげさまで体調面・精神面共に安定したマタニティライフを送ることが出来ました。

## 育児休業の取得にあたっての 職場や上司のサポートはどうでしたか？ 育児休業の取得に対する 職場の雰囲気はいかがでしたか？

妊娠がわかったのは任官3年目と、行政経験が浅い中でしたので、出産後も出来るだけ早く復帰して同期に遅れないようにしたいという思いが当初はありました。しかし、育児休業の相談をした署長から、「赤ちゃんと一緒にいられるのは大変貴重なこと。数か月の行政経験の差など、長い目で見れば大したことはない。」とお言葉をいただき、考え直して、結果的に産休・育休を併せて1年7か月いただきました。育休明けも、子どもの病気が続いてお休みすることが多かった時期もあり、職場にご迷惑をおかけしていたと思いますが、残業をしないよう業務量を調整していたなど、当時の上司からサポートを受けることができました。

## 育児休業から復帰後、 育児時間の確保のため、どのような 制度を利用していますか？

育休からの復帰後2年間は、育児のため1日2時間まで勤務時間を短縮できる「育児時間制度」を取得していました。子どもは特に手のかかる時期でしたので、この制度によって子どものために時間を取ることができてとても助かりました。

## 子育てをしていると仕事を 休まなければならないことも 多くありますが、仕事との調整は どのようにしていますか？

事前に分かっているものについては、年次有給休暇を取得します。職場には年次有給休暇の取得を促す風土があるため、自分のスケジュール調整次第で取得が可能です。また、子どもが突発的に病気になってしまった場合は、年5日間に有給休暇を取得できる「子の看護休暇」制度を利用することもあります。

## 育児を通じて、仕事に対する考え方・ 取組み方の変化などはありましたか？

仕事と家庭の両立という面からは、限られた時間で仕事も育児も行わなければならないため、効率的に物事に取り組むという意識が一層強くなったと思います。また、場合によっては人を頼ることも必要ですが、そのような中でも相手の立場に立って気遣いができるよう心がけています。

## 女性も働きやすい職場だと思いますか？

子どもの年齢などに合わせた育児と仕事の両立支援制度があること、また制度を利用することについて周囲の理解があるという点では、女性も働きやすい職場だと思います。実際、女性で活躍される先輩方が多くいらっしゃり、大変励みになっています。

## 女性であることで、仕事上苦勞したことは ありますか？それをどう克服しましたか？

女性だからと言って苦勞したことはないように思います。

会社に臨検監督をした際、女性であることに驚かれる方もいらっしゃいますが、相手とのやりとりの中では性別は関係なく、労働基準監督官としての人となりが大変重要だと思います。当然、職場内での扱いも、男性と同等です。

## 子育て中の監督官の1日



# 採用試験・採用後の 処遇・福利厚生に関する Q&A

## Q1 労働基準監督官の仕事は、文系と理系のどちらに向いていますか？

**A1** 労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、法に定める賃金・労働時間や安全衛生に関する基準などが守られているかを調査すること等を主な職務としているため、文系的な知識のみならず、理系的な知識も必要となります。なお、労働基準監督官試験については、A(法文系)、B(理工系)の区分があり、どちらの区分でも、採用後の給与、昇進等の処遇に違いはありません。

また、採用後に実施される研修は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラム

となっていますので、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修(前期及び後期)を約3か月間にわたり受講することになります。

また、採用時の研修のほか、その後定期的には又は昇進時において中央研修が実施されます(安全衛生業務基礎研修、専門研修、署長研修等)。



**①実地研修(前期)**

- 労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務の概要
- 監督署業務の実務補助、工場等の実地見学 など

**②中央研修(前期)**

- 一般法学
- 労働基準関係法令
- 監督業務
- 安全衛生業務
- その他

**③実地研修(後期)**

- 相談、各種届出等の対応
- 監督業務、安全衛生業務、労災補償業務、司法警察業務等の実施要領 など

**④中央研修(後期)**

- 一般法学
- 監督業務
- 安全衛生業務
- 司法警察業務
- その他

## Q2 採用を希望する都道府県労働局に採用されるのでしょうか？

**A2** 労働基準監督官試験を最終合格された方は、採用を希望する都道府県労働局において採用面接を行います。

第1希望の都道府県労働局で採用に至らなかった場合は、第2希望以下の労働局で採用面接を受けることになります。





### Q3 給与について、教えてください。

**A3** 初任給は、大学卒業後、直ちに採用された場合については、行政職俸給表(一)1級の第26号俸(182,400円)(※)に格付けされますが、大学卒業後で採用前に職歴などがある場合には、一定計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされることがあります。  
 ※「一般職の職員の給与に関する法律」が改定された場合には、上記給与額に変更が生ずることがあります。



### Q4 休暇について、教えてください。

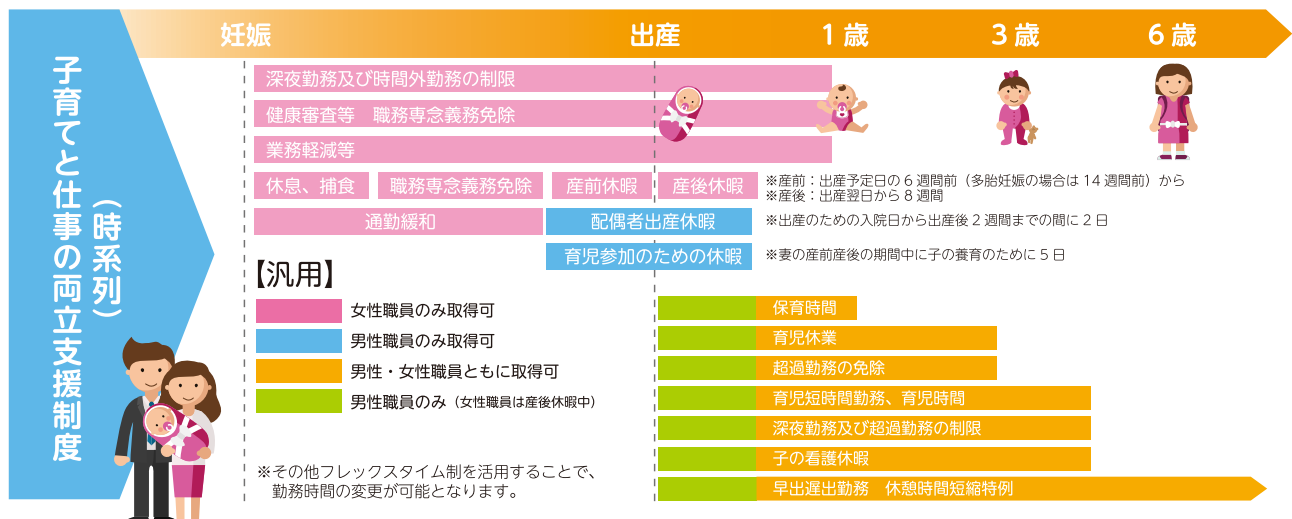
**A4** いわゆる有給休暇については、4月に入省した場合、4月～12月までの間に15日間の取得が可能です(使用しなかった分は、翌年に繰り越されます)。翌年からは、毎年1月に20日分の有給休暇が付与され、前年に使用しなかった繰り越し分を含め、最大40日間の休暇を取得することができます。そのほか、特別休暇として、夏期休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。

### Q5 子育ての支援制度について教えてください。

**A5** 子供が3歳になるまで育児休業を取得することができるほか、育児短時間勤務や子の看護休暇など、育児と仕事を両立していくための様々な制度が用

意されています。それぞれの職員の育児の事情に応じた制度を利用することで、子育てをしながらでも、仕事面でも活躍し続けることができるようになっています。

## 子育てと仕事の両立支援制度



# 試験要綱

## 受験資格

- 1989（平成元）年4月2日～1998（平成10）年4月1日生まれの者
- 1998（平成10）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
  - ①大学を卒業した者及び2020年3月までに大学を卒業する見込みの者
  - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認めるもの

## 試験の程度

大学卒業程度

インターネット受付期間：2019年3月29日（金）9：00～4月10日（水）受信有効

インターネット申込用受験案内アドレス【[http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannai/jyukennannai\\_rouki.pdf](http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannai/jyukennannai_rouki.pdf)】  
インターネット申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

採用予定者数

労働基準監督 A（法文系）

約 200 名

労働基準監督 B（理工系）

約 60 名

## 第 1 次試験

2019年6月9日（日）9:05（受付開始）9:35（試験開始）～18:05（試験終了）

第 1 次試験合格者発表日 2019年7月2日（火）9:00

## 第 2 次試験

2019年7月16日（火）・17日（水）・18日（木）

第1次試験合格通知書で指定する日時（日時の変更は、原則として認められません。）

最終合格者発表日 2019年8月20日（火）9:00

人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報ナビ）

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

第1次試験地	申込先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
盛岡市	岩手労働局	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3001
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-6681
さいたま市	埼玉労働局	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6200
東京都	東京労働局	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0251
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
京都市	京都労働局	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098-868-4003

厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）で、  
労働基準監督官の業務紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

労働基準監督官採用試験

検索

